

徳島県告示第百五十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、上勝町長及び神山町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 上勝町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

上勝町

(二) 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

(三) 成果の名称

上勝町 旭十二地区（大字旭字丸山、榎坂、岡、矢野々平、黒灌）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

勝浦郡上勝町大字旭の一部（旭十二地区）

(五) 認証年月日

令和六年三月十九日

2 (一) 調査を行った者の名称

上勝町

(二) 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

(三) 成果の名称

上勝町 福原八地区（大字福原字川北）の地籍図及び地籍簿
調査を行った地域

勝浦郡上勝町大字福原の一部（福原八地区）

(五) 認証年月日

令和六年三月十九日

二 神山町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

神山町

(二) 調査を行った時期

令和二年度から令和四年度まで

(三) 成果の名称

神山町（阿野 字 長谷の一部）の地籍図及び地籍簿（阿野六）
調査を行った地域

名西郡神山町阿野の一部（阿野六地区）

(五) 認証年月日

令和六年三月十九日

2 (一) 調査を行った者の名称

神山町

(二) 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

(三) 成果の名称

神山町（阿野 字 井ノ谷及び本名の各一部）の地籍図及び地籍簿（阿野七）
調査を行った地域

名西郡神山町阿野の一部（阿野七地区）

(四) 認証年月日

令和六年三月十九日